



平成30年4月27日

各 位

会 社 名 R P A ホ ー ル デ イ ン グ ス 株 式 会 社  
代表者名 代 表 取 締 役 高 橋 知 道  
(コード番号: 6572 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 松 井 哲 史  
(TEL 03-3560-4880)

#### 監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成30年5月30日開催予定の当社第19期定時株主総会に下記のとおり監査等委員会設置会社への移行に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件に伴う役員体制につきましては、本日付けの「監査等委員会設置会社移行後の役員の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行の目的

当社はRPA関連市場の拡大と当社を取り巻く環境の変化に対応するために、より機動的かつ柔軟に対応していくことが必要であると考え、取締役会から業務執行を担う取締役への権限移譲を通じた意思決定の迅速化による業務執行機能の強化をはかるとともに、取締役会における議決権を有する社外取締役の増員等による経営の監督機能を強化し、更なるコーポレートガバナンスの強化並びに企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたします。

#### 2. 監査等委員会設置会社への移行の時期

平成30年5月30日開催予定の当社第19期株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 3. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の目的

上記1.に記載の通り、監査等委員会設置会社へ移行するために、定款の一部について所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

以 上

別 紙

(※) 下線部分は変更箇所を示します。

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)  (新 設)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)  (機関の設置) <u>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>  第4条 (条文省略)
第2章 株式 第5条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) <u>第18条 当会社は、取締役会を置く。</u>  (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。  (新 設)	第4章 取締役および取締役会 (削 除)  (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>1</u> <u>1</u> 名以内とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は7名以内とする。</u>  (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  2～3 (条文省略)
	2 (現行どおり)

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。  (新 設)	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、 <u>監査等委員でない取締役については選任後1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、 <u>監査等委員である取締役については選任後2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 増員により、または補欠として選任された <u>監査等委員でない</u> 取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。  3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役) 第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。  2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役 <u>及び</u> 常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第22条 当会社は、取締役会の決議によって、 <u>監査等委員でない取締役のなかから</u> 代表取締役を選定する。  2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、 <u>監査等委員でない取締役のなかから</u> 取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役 <u>および</u> 常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役 <u>および各監査役</u> に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。  (新 設)	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。  2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

現行定款	変更案
<p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 当会社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役<u>および監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(監査役および監査役会の設置)</u> <u>第31条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</u>  <u>(監査役の員数)</u> <u>第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u>  <u>(監査役の選任)</u> <u>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  <u>(監査役の任期)</u> <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>  <u>(常勤監査役)</u> <u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>  <u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)  (削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第41条 当会社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第5章 監査等委員会</u>  <u>(監査等委員会の権限)</u> <u>第32条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	<u>2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議)</u> <u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、議事録に記載または記録し、出席監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第36条 監査等委員会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人  <u>(会計監査人の設置)</u> <u>第42条 当会社は会計監査人を置く。</u>	第6章 会計監査人  (削 削)

現行定款	変更案
第 <u>4_3</u> 条～第 <u>4_4</u> 条 (条文省略)  (会計監査人の報酬等) 第 <u>4_5</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 <u>3_7</u> 条～第 <u>3_8</u> 条 (現行どおり)  (会計監査人の報酬等) 第 <u>3_9</u> 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計算 第 <u>4_6</u> 条～第 <u>4_9</u> 条 (条文省略)  (新 設)	第7章 計算 第 <u>4_0</u> 条～第 <u>4_3</u> 条 (現行どおり)  (附則) <u>(監査役の責任免除等に関する経過措置)</u> 1 第 <u>1_9</u> 回定期株主総会終結前における監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 <u>4_2_3</u> 条第1項の賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。 2 第 <u>1_9</u> 回定期株主総会終結前における監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 <u>4_2_3</u> 条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。
(新 設)	

以 上